

# 災害により被災された方への 支援マニュアル

このマニュアルは、火災や風水害等の災害により被害を受けた方に対し、被災後に受けられる支援や手続き、各種届出の方法について掲載したものです。

詳細についてお知りになりたいときや、ご不明な点等ございましたら、それぞれのお問い合わせ先へご確認ください。

川口市 福祉部 福祉総務課

令和4年 4月 改訂

## 〈目 次〉

	ページ
<b>【生活支援(資金)について】</b>	
1. 災害見舞金の支給 .....	1～2
2. 生活福祉資金貸付 .....	3
<b>【お住まいについて】</b>	
3. 緊急避難所の提供 .....	4
4. 市営住宅の入居 .....	5
<b>【ごみの処理について】</b>	
5. 火災廃棄物の処理 .....	6～7
<b>【証明書の発行について】</b>	
6. 罹災 <sup>りさい</sup> 証明書・罹災届出 <sup>りさい</sup> 証明書の交付 .....	8
<b>【諸手続きについて】</b>	
7. 印鑑証明証の再登録 .....	9
8. 税の減免 .....	10
9. 水道の使用中止・使用開始 .....	11
10. 国民健康保険証等再交付 .....	12
11. 国民年金等 .....	13
12. 運転免許証 .....	13
13. ライフライン事業者の連絡先 .....	14
14. パスポートの紛失・焼失 .....	15

# 1 災害見舞金の支給

お問い合わせ 福祉総務課 048-259-7647

## 災害見舞金の支給について

市内にお住まいの方の住宅が災害に遭われた場合に、見舞金が支払われます。

## 被害の判定基準

- ① **「住家の全部の焼失又は損壊」** 住家の焼失または損壊した部分の床面積がその住家の延べ面積の7割以上に達したときまたは焼失若しくは損壊した部分の床面積がその住家の7割には達しないが、その住家を改築しなければ再び住家として使用することができない程度の被害
- ② **「住家の3分の1以上の焼失、損壊又は水損」** 住家の焼失、損壊した部分の床面積がその住家の延べ面積の3割以上7割未満であって、その残存部分に補修を加えることによって再び住家として使用できる程度の被害、水損についてはその家屋の延べ面積の3割以上であって、火災のとき、家屋が水損を被り、一時的に居住できない程度の被害
- ③ **「床上浸水等」** ①、②に該当する場合を除き、住家の床上までの浸水による被害又は土砂の堆積のため一時的にその住家に居住することができない程度の被害

※ この判定は、川口市役所の被害調査に基づき行います。

住宅の被害状況	金額	
住家の全部の焼失又は損壊	2人以上の世帯	50,000円
	単身世帯	20,000円
住家の3分の1以上の焼失又は損壊及び床上浸水並びに水損	2人以上の世帯	20,000円
	単身世帯	10,000円
死亡		50,000円
重傷		20,000円
軽傷		10,000円

※受給資格・・・住民基本台帳に記録されている方

## 日本赤十字社救援物資の配分について

(災害救助法の適用に至らない程度の災害が対象となります)

火災等で家を失い、または一時避難所へ避難を強いられている方に対して、日本赤十字社埼玉県支部では救援物資及び弔慰金を配分しています。

### ①救援物資

希望される方は、福祉総務課までご相談ください。

- 1 布団セット (掛け布団、敷布団、枕、シーツ)
- 2 毛布
- 3 日用品セット (衛生用品、タオル、軍手などの生活用品)

### ②弔慰金

死亡または行方不明者お一人につき、20,000円を支給します。

但し、一家の生計を維持(家族を扶養)していた方については、30,000円を支給します。

単身者については、一家の生計を維持していますが、家族を扶養していないため、20,000円の支給となります。

## 2 生活福祉資金貸付

お問い合わせ 社会福祉協議会 048-252-1294

### 生活福祉資金貸付制度について

埼玉県社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度として、災害を受けたことにより臨時に必要となる経費や緊急小口資金の貸付を行っています。

これは、火災等、災害を受けたことによる困窮から自立するのに必要な経費をお貸しする制度です。貸付には審査があります。

資金の種類	貸付限度額	貸付利率	連帯保証人
福祉費(災害)	150万円以内	無利子	原則1名
緊急小口資金	10万円以内	無利子	不要

詳しくは、川口市社会福祉協議会へお問い合わせください。

### ③ 緊急避難所の提供

お問い合わせ 福祉総務課 048-259-7647

りさい  
罹災(火災等の被害)によって自宅での居住が難しくなり、かつ親類縁者、知人等、身を寄せる先がない場合に、「緊急かつ一時的な避難場所」として、空室の市営住宅をご案内しております。

利用を希望される方は、福祉総務課までご相談ください。

#### 【利用上の注意】

- ① 利用期間は、原則 7日間 です。
- ② 費用(使用料、光熱水費等)はかかりません。
- ③ ご利用期間中に次の住まいを確保していただくことが条件となります。
- ④ 緊急避難所のため、家財道具等は設置しておりません。
- ⑤ ガスは使用できません。(電気・水道のみ使用可)
- ⑥ 避難所への移動はご自身でお願いします。
- ⑦ 利用希望者が多数になった場合は相部屋をお願いすることがあります。
- ⑧ 利用終了時には部屋を清掃していただくようお願いします。  
万が一、破損した箇所があったときは、修繕をお願いすることがあります。

## 4 市営住宅の入居

お問い合わせ 住宅政策課 048-242-6325

○ 一時避難中に住まいの確保ができなかった場合、市営住宅に一時的に入居できる場合があります。

※ 市営住宅の入居資格を有するものに限りです。

### 条 件

- ① 災害等に遭った日までに、引き続き川口市に居住していること。
- ② 川口市の市民税を滞納していないこと。
- ③ 災害等の証明書の交付を受けていること。
- ④ 入居者または同居者が暴力団員でないこと。

### 使用料・敷金

- 使用料:一時使用する住戸の最も低額の家賃と同額となり、敷金はありません。

### 期 間

- 原則、3ヶ月以内となります。  
※ 特別な事情がある場合に限り、最長1年まで延長可能となります。

### その他

- 入居するにあたり、いくつかの申請書類があります。  
詳しい内容については、住宅政策課へお問い合わせください。

# 5 火災廃棄物の処理

お問い合わせ 戸塚環境センター 048-295-0131

- 火災により残材等を処理する方は、搬入を希望する日の前日までに戸塚環境センター西棟1階事務所にて説明を受けた後、手続きを済ませてください。申請は、ご本人の申請となります。  
※ご本人による申請が難しい場合は、上記「お問い合わせ」までご相談ください。
- 申請にあたり持参していただくもの
  - ・罹災証明書(原本)……証明書の発行方法は、この冊子の8ページをご覧ください。
- 手続方法
  - ・(火災廃棄物の処理説明を受けた後)「廃棄物処理手数料減免申請書」及び「火災残材等の廃棄物処理依頼書」に所定の事項を記入し、申請してください。
  - また、「火災残材等の廃棄物処理依頼書」にも所定の事項を記入し、申請してください。
  - 「廃棄物処理手数料減免申請書」、「火災残材等の廃棄物処理依頼書」は戸塚環境センター西棟1階事務所に用意しています。
- 火災残材を運ぶ前に、次のことを必ず守ってください。(家庭火災によるものの場合)
  - 1 火災が鎮火してから48時間(丸2日)を経過していないと搬入できません。
  - 2 残材として搬入できる主なものは、以下のとおりです。
    - ・焼け残った家具類(タンス等は壊さずそのまま搬入してください。解体した場合は全て40cm以下に切断してください。)
    - ・衣類、ふとん類
    - ・たたみ(4分の1以下に分割(切断)してください)
    - ・柱、板、木くず(必ず太さ10cm以下・長さ40cm以下に切断してください。それ以上の太さ・長さのものは搬入できません。)
    - ・家庭向け電化製品(家庭で使用されていても、事業向けに製造された製品は搬入不可)

☆ 通常では搬入禁止ですが、家庭火災によるものに限り、家電リサイクル法の指定品目(冷蔵庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコン)及びパソコンを受け入れます。申請の際に台数等を申し出てください。
- ※ 工場・店舗・事業所(共同住宅等を含む)での火災残材(事業所火災)の場合は、家庭火災による場合と搬入できるものが大きく異なりますので、事前にお問い合わせください。
- ※ 戸塚環境センターに搬入ができないもの(家庭火災・事業所火災共通)
  - ・機械類及び焼却灰、かわら、ガラ、カベ土、コンクリート、残土、石、断熱材、モルタル、土砂等の埋立処分するもの等。
  - ・住宅設備や建築廃材に該当するもの。(建物に付随する設備機器・配管・水回り関係物品他)  
→搬入受付で搬入できないと判断された物はお持ち帰りいただき、民間の廃棄物処理業者等にご依頼ください。



- 3 火災の残材等は種類別(燃えるごみと粗大ごみ)に分けて車に積んでください。ごみの種類により降ろす場所が違うためです(例、衣類など燃えるごみと家電製品や家具類などの粗大ごみとに分ける)。分別を徹底し、混載しないでください。  
混載と認められる積載については、搬入を禁止します。  
また、冷蔵庫搬入の際は、庫内の食物等を事前に捨て、中を空にして積んでください。
- 4 台貫(ごみ搬入受付)に行く前に、必ず事務所に立ち寄り、搬入物の事前検査を受けてください。
- 5 焼却ピットでの残材の投入は機械等ではなく搬入者ご自身で行ってください。  
また、アームロール車、ダンプカーによる焼却ピットでのダンプ行為は禁止です。  
これは、火災残材の積載物の中に搬入禁止物があった場合、焼却炉の故障に繋がりがかねない為です。
- 6 トラック等の積載にあたっては、積載物の落下防止、焼却ピットでのごみ投入時の危険防止のため、必要以上に高くなるような積載はしないでください。  
また、受付時に搬入物の確認をするうえでも余裕をもった積載にご協力ください。
- 7 台貫受付の時間は次のとおりです。  
平日:午前9時から午前11時30分まで  
午後1時から午後4時まで  
土、日、祝日は受付できません。
- 8 処理手数料の減額は次のとおりです。  
ア 工場、事業所、店舗等の火災残材(住宅部分を除く)……………5割減額  
イ 一般家庭等の火災残材(住宅部分)……………免除
- 9 搬入が全て完了した時は、事務所と台貫受付に、その旨を必ず申し出てください。

戸塚環境センター

住所:川口市大字藤兵衛新田290番地

電話:048-295-0131

## ⑥ 罹災証明書・罹災届出証明書の交付

お問い合わせ 火災の場合 048-261-8379(消防局)  
火災以外の場合 048-242-6357(危機管理課)

市内で発生した火災や地震・風水害などの災害によって被害を受けた方に「罹災証明書」または「罹災届出証明書」を交付します。

### ○ 「罹災証明書」

災害(火災・地震・風水害など)による家屋の倒壊などの被害を受けた場合に証明を行います。

税の減免申請又は猶予等に使用されますが、罹災証明書の申請をもって必ずしも税が減免されるわけではありません。

### ○ 「罹災届出証明書」 ※ 火災以外の災害時に必要となる場合があります

家屋以外の場合や被害と災害の因果関係が確認できない家屋の場合に、被害を受けたという届出がされたことについて証明を行います。

お使いの保険会社への申請等に使用します。罹災届出証明書で手続きが可能か保険会社にご確認ください。

なお、罹災届出証明書は、災害によって被害を受けた事実を市へ届けたことを証明するものです。(被害の程度を証明するものではありません。)

※ 「罹災届出証明書」の発行については、危機管理課へお問い合わせください。

# 7 印鑑登録証の再登録

お問い合わせ 市民課 048-271-9259

印鑑登録証(カードまたは手帳)を焼失(紛失・破損を含む)してしまった場合、印鑑登録証明書を発行することができなくなりますので、印鑑登録の廃止と再登録が必要となります。

## 印鑑登録の方法

本人確認の方法	必要な物	登録までの日数
1. 本人確認書類による確認方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・申請書(窓口にあります)</li><li>・本人確認書類 (官公署が発行した有効期限内の写真付きの証明書) 例: 運転免許証、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、写真付き住基カード、マイナンバーカード(個人番号カード)などをご用意ください。</li><li>・登録する印鑑</li><li>・手数料200円</li></ul>	即日
2. 保証人による方法  (注意) 川口市に印鑑登録をしている方を保証人として登録する方法です。	<ul style="list-style-type: none"><li>・印鑑登録申請書の保証人欄に、保証人が自筆で記入し、登録印を押印した申請書</li><li>・本人確認書類 (健康保険証、年金手帳等)</li><li>・登録する印鑑</li><li>・手数料200円</li></ul>	即日
3. 照会書による方法  (注意) 印鑑登録の申請受付後、本人あてに照会書を送付します。登録者本人の自筆で必要事項を記入して、本人または代理人が持参してください。	<p>窓口で二度のお手続きが必要となります。</p> <p>(1) 申請時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・申請書(窓口にあります)</li><li>・申請者本人が署名・押印した委任状 (委任状に押す印鑑は登録する印鑑をご使用ください)</li><li>・登録者本人の本人確認書類</li></ul> <p>申請受付の際、登録者本人に電話で登録の意志を確認してから本人の住所あてに照会書(兼回答書)を転送不要の簡易書留で郵送します。</p> <p>(2) 回答書持参時</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登録者本人の本人確認書類</li><li>・代理人の本人確認書類</li><li>・照会書(兼回答書)</li></ul> <p>(注意) 照会書下欄の回答書に本人が必要事項を記入し、登録する印鑑を押印のうえ、申請から30日以内に登録申請をした窓口にご持参ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・登録する印鑑</li><li>・手数料200円</li></ul>	(注意) 即日登録ができません

## 8 税の減免

お問い合わせ	固定資産税課	048-259-7246
	市民税課	048-259-7245
	国民健康保険課	048-259-7669
	介護保険課	048-259-7295
	納税課	048-259-7949

税の減免については適用されない場合もありますので、直接担当課へお問い合わせください。

- **固定資産税・都市計画税(担当:固定資産税課)**  
災害により、大きな被害を受けられた方は、損害の程度に応じて固定資産税・都市計画税が減免となる場合があります。  
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **個人市民税(担当:市民税課)**  
災害により、所有する住宅又は家財につき損害を受けた方は、個人市民税の減免を受けられる場合があります。  
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **国民健康保険税(担当:国民健康保険課)**  
災害やその他特別な事情により、生活が著しく困窮し納付が困難なときは、減免や徴収猶予が受けられる場合があります。  
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **介護保険料、利用者負担額(介護保険課)**  
火災・地震・風水害等の災害に遭われた場合や失業、世帯主の死亡したことによる収入が著しく減少した場合など、一定の条件に該当する方は、介護保険料、利用者負担額の減免を受けられる場合があります。  
詳細については、担当課へお問い合わせください。
- **その他**  
市税の納付方法等に関するご相談は、納税課へお問い合わせください。

## ⑨ 水道の使用中止・使用開始

お問い合わせ

川口市上下水道局お客様センター  
048-250-3871

### 水道の使用中止について

使用している水道を今後使用しない場合は、川口市上下水道局お客様センターへ電話もしくはインターネットでお手続きいただけます。「使用停止手続き」を行ってください。お電話での手続きの際は、次の事項についてお話しください。

- ① 使用を中止する水道の住所
- ② 使用を中止する水道の水栓番号
- ③ 使用を中止する日
- ④ 使用を中止する使用者の電話番号

### 水道の使用申込みについて

水道を使用される場合は、川口市上下水道局お客様センターへ電話もしくはインターネットでお手続きいただけます。「使用開始の手続き」を行ってください。お電話での手続きの際は、次の事項についてお話しください。

- ① 使用を開始する水道の住所
- ② 使用を開始する水道の水栓番号
- ③ 使用を開始する日
- ④ 使用を開始する使用者の電話番号

受付時間: 平日 8時30分～19時00分  
土曜日 9時00分～17時00分

インターネット手続きURL

<https://www.water-kawaguchi.jp/riyousha/1001474/1001476.html>



## 10 国民健康保険証等再交付

保険証が焼失や滅失してしまった場合には、再発行が必要です。保険の種類に応じて、お問い合わせください。

### ○問い合わせ先

課名	内容	電話番号
国民健康保険課	国民健康保険証について	048-259-7669
高齢者保険事業室	後期高齢者医療保険について	048-259-7653
介護保険課	介護保険について	048-259-7295

### ○その他

社会保険・組合保険等については、各社会保険事務所・保険組合等にお問い合わせください。

## 11 国民年金等

年金手帳の焼失や滅失等により再発行を希望する方には、基礎年金番号通知書を発行いたします。年金の種類に応じて、お問い合わせください。

### ○国民年金の場合

浦和年金事務所

電話:048-831-1638(代表)

または、

川口市の国民年金課

電話:048-259-7666

### ○その他年金の場合

勤務先などを通じてお問い合わせください。

## 12 運転免許証

運転免許証が焼失や滅失してしまった場合には、再発行が必要です。  
※再交付申請は、最寄の警察署では手続きできないので、ご注意ください。

○埼玉県運転免許センター(鴻巣市)

○再発行・国外運転免許センター(大宮ソニックシティビル4階)

お問い合わせ先(埼玉県警察 運転免許課)

電話:048-543-2001

## 13 ライフライン事業者の連絡先

### ○ 電話事業者

NTT東日本(株)埼玉支店 電話:116(局番なし)

※携帯電話・PHS・NTT東日本以外の固定電話の場合

電話:0120-116-000(フリーダイヤル)

受付時間:午前9時～午後5時 土日・祝日も営業(年末年始を除く)

※お知らせいただく内容

・電話番号:お使いの電話番号

・お名前:電話のご契約者名義

### ○ 電気事業者

東京電力エナジーパートナー(株) 埼玉カスタマーセンター

電話:0120-995-441(フリーダイヤル)

受付時間 月曜日～土曜日(休祝日を除く)午前9時～午後5時

### ○ ガス事業者

東京ガスお客様センター

電話:0570-00-2211

受付時間 月曜日～土曜日:午前9時～午後7時

日曜日・祝日:午前9時～午後5時

その他の事業者については、個別にお問い合わせください。



# 14 パスポートの紛失・焼失

お問い合わせ

川口市パスポートセンター

048-241-8010

災害等により有効期間中の旅券を紛失・焼失等した場合は、「紛失届」の提出が必要です。紛失届提出後、希望により新規旅券を申請できます。(旅券交付まで約1週間かかります)ご希望の方は、来所される前に川口市パスポートセンターまでお問い合わせください。ただし、紛失届の代理提出はできませんので、必ず御本人がお越しください。

## 【紛失届の手続きに必要な書類等】

### (1) 紛失一般旅券等届出書 1通

パスポートセンターでご記入いただく書類となります。

### (2) 写真 1枚

提出前6ヶ月以内に撮影された国際規格に従ったもの。  
写真サイズは、「縦4.5cm×横3.5cm」となります。

### (3) 罹災証明書 1通

取得方法は、この冊子8ページをご参照ください。

### (4) 本人確認の書類

届出内容を確認するため、以下1点もしくは2点ご持参いただきます。

#### ① 1点でよいもの

運転免許証, 偽造防止・写真付き身体障害者手帳, 宅地建物取引士証,  
写真付きマイナンバーカード(個人番号カード), など

#### ② 2点必要なもの

(以下の中から「イ+ロ」または「イ+イ」の組み合わせ) ※「ロ+ロ」は不可

イ	国民健康保険証, 社会保険証, 後期高齢者医療被保険証, 介護保険証, 年金証書(手帳), こども医療費受給資格証, 6ヶ月以内に取得した印鑑登録証明書+実印 など
ロ	写真付き学生証, 写真付き会社の身分証明書, など

※その他ご不明点等ございましたら、川口市パスポートセンターまでお問い合わせください。

**【問い合わせ先】**

川口市役所 福祉総務課 社会係

住所:川口市中青木1-5-1 川口市役所第二庁舎 4階

電話:048-259-7647(直通)